

与謝野町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務  
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

別添仕様書の通り

2. 業務の内容

(1) 業務名

与謝野町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務の内容

別添仕様書の通り

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(4) 予算

4,100,000円(税込)

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 与謝野町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 与謝野町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (5) 京都府内で第8期介護保険事業計画と第9期介護保険事業計画の継続契約実績があること。
- (6) 過去10年間に於いて関西2府4県の地方自治体から契約解除又は指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。
- (8) 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。(落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。)
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (10) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001 (プライバシーマーク取得) に審査登録をし、更新実績があること。

※参加意思表明書提出時に、それを証明する書類(認定証の写し)を発注者に提出すること。

#### 4. 審査資料の提出等について

審査資料について

提出締切：令和8年6月5日（金）17時必着（持参のみ）

提出場所：与謝野町 福祉課

提出書類：提出書類①～⑨については正本1部、副本5部を作成し提出すること。

①企画提案書

②会社概要（パンフレットも可、業務内容、従業員数が分かるもの）

③主担当者経歴書（様式1）

④副担当者一覧表（様式2）

※③、④について、資格の有無があれば、それを証明する書類を添付すること。

⑤介護保険事業計画業務実績書（様式3-1）

※関連会社の実績は含めない。

⑥京都府内第9期介護保険事業計画実績書（様式3-2）

※関連会社の実績は含めない。

⑦京都府内介護保険事業計画継続契約実績書（様式4）

※京都府内において、同一自治体から第8期と第9期を継続して受託している実績を記すこと。

※プロポーザル又は随意契約による継続実績を記すこと。

⑧契約実績書（様式5）

令和2年度以降、本町との契約実績を記すこと。

⑨例規整備業務実績書（様式6）

※府内において例規整備業務の実績があれば記載すること。

⑩見積書 1部提出すること。

※予算金額に対して、安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

⑪自治体において策定した計画書（1部提出のこと）

※原本が提出できない場合は簡易製本でも可

#### 5. 企画提案書の作成について

体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。

仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

#### 6. 審査について

##### (1) 審査方法

審査は、本町において提出書類に基づきプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に評価し、

優秀であると認められた者を選定する。

(2) 評価基準

別紙「高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務評価基準」のとおりとする。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてにFAX等により通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

契約代金の支払いについては、精算払いとする（支払日は年度末となります）。

7. 公募から契約履行までの日程

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| (1) 募集開始・仕様書等の配布（公開） | 令和8年5月15日（金）                |
| (2) 質疑受付             | 令和8年5月21日（木）17時まで           |
| (3) 質疑回答             | 令和8年5月25日（月）予定              |
| (4) 参加意思表示受付期間       | 令和8年5月29日（金）17時まで           |
| (5) 審査資料提出締切         | 令和8年6月5日（金）17時まで            |
| (6) プレゼンテーション実施（予定）  | 令和8年6月上旬～中旬                 |
| (7) 結果通知及び契約締結       | プレゼンテーション・ヒアリング後、<br>速やかに通知 |

8. プレゼンテーションについて

- (1) 日時：令和8年6月上旬～中旬を想定している。

（プレゼンテーション日時は、参加業者にFAX等で追って連絡する）

- (2) 場所：与謝野町役場

①説明20分、質疑10分のおよそ30分とする。

②出席人数は3人までとする。

③控室を設置するので、開始10分前には控室に待機しておくこと。

- (3) その他：プレゼンテーションは企画提案書とその他提出書類のみで行うものとし、パワーポイント等の投影は行わない。

9. 質疑・参加意思表示について

質疑がある場合は期限までにFAXもしくはE-mailで照会するものとする。（様式は任意）

- (1) 期限 令和8年5月21日（木）17時まで

- (2) 照会先 与謝野町 福祉課

（FAX：0772-43-0528 E-mail：[fukushi@town.yosano.lg.jp](mailto:fukushi@town.yosano.lg.jp)）

- (3) 令和8年5月25日（月）に町ホームページにて回答する。

([https://www.town.yosano.lg.jp/work/bid/proposal/entry\\_1187/index.html](https://www.town.yosano.lg.jp/work/bid/proposal/entry_1187/index.html))

(4) 参加意思表明書については、令和8年5月29日(金)までに持参にて提出すること。

※参加意思表明書提出時に、プライバシーマークの認定書及び仕様書に記載のある令和8年度のすべての成果品がイメージできるものを添付すること。

(5) 参加意思表明後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出すること。(FAX、E-mail可)

## 10. その他

(1) 仕様書等関係書類及び様式は、与謝野町のホームページにて入手すること。担当部署での配布は行わない。

([https://www.town.yosano.lg.jp/work/bid/proposal/entry\\_1187/index.html](https://www.town.yosano.lg.jp/work/bid/proposal/entry_1187/index.html))

(2) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。

(3) 参加資格を満たしていないにもかかわらず参加してきたものに関しては、参加を停止するとともに指名停止及び公表を行う。

(4) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

(5) 仕様書に記載されている業務は、確実に履行すること。履行できない場合、指名停止及び公表することも有り得る。

(6) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。

(7) 無効となるプロポーザル

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・ 著しく信義に反する行為を起こした場合
- ・ 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ・ 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- ・ その他、要領に違反した場合

(8) プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。

(9) プロポーザルに関する一連の資料は、与謝野町情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。公開請求があった際に条例規定に基づき公開することを前提とするので、企業秘密のため非公開を希望する部分については、注釈等でその部分を特定したうえ明記すること。

(10) 企画提案書の著作権は、それぞれの製作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。

(11) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。